

4つの柱	行動計画事業名	事業概要
人権を尊重する地域社会	男女共同参画啓発事業	固定的な性別役割分担意識を解消し、人権尊重を基盤とした男女共同参画を推進できるよう意識啓発を行う。情報誌「ゆう Can」発行、男女共同参画週間パネル展、広報紙や区 SNS での発信。
	性的少数者に対する理解の促進	人権問題の一つである性的少数者に対する差別や偏見が解消され、多様な性について区民の正しい認識と理解が促進されるよう図る。性の多様性をテーマとした区民向け公開講座の実施、区広報やリーフレット等を用いた性の多様性に関する区の取組の周知。
	地域団体への男女共同参画の意識づくり	性別等により役割が固定化されることなく地域活動が展開されるよう、講座や情報発信を通して男女共同参画の意識啓発を図る。
	教職員に対する人権教育研修	東京都教育委員会の研修等の受講を通して、人権を尊重する精神の涵養を徹底する。
	配偶者暴力防止啓発活動の推進	配偶者等からの暴力は重大な人権侵害であることの区民意識を高めるための啓発活動を行う。
	若年層に対する暴力防止教育の推進	デートDV防止について、若年層の意識啓発を図るため、区内中学・高校で出前講座を実施する。
	DV専用ダイヤル	配偶者やパートナーからの暴力に関する相談に対して、適切な支援につなげる。
	あらゆる暴力・女性問題に対する相談	母子保健事業や保健師地区活動における相談支援の中で、暴力・女性問題を早期に発見し相談に応じ、関係機関と連携して対応する。
	子どもと家庭の相談（再掲）	子ども自身の悩みや保護者等からの子育てに関する悩み、面前DV等の児童虐待に関する相談を受け付け、関係機関と連携して適切な支援につなげる。
	配偶者暴力相談支援センターの運営	DVを潜在化させることなく、適切な支援につなげ、センターの機能を充実させていく。
	DV被害者等の安全確保とその他の支援措置①	住民基本台帳事務における支援措置：DV及びストーカー行為等の被害者の所在地が加害者に伝わらないよう、申出により住民基本台帳の閲覧等の制限を行う。
	DV被害者等の安全確保とその他の支援措置②	国民健康保険における支援措置：諸事情により居所判明の恐れがある場合、現在住所地などの確認で国民健康保険に加入できる取り扱いをする。
	DV被害者等の安全確保とその他の支援措置③	保育園入園における支援措置：区に住民登録がなくても居住実態の確認を通じてひとり親に準じたものとして適切な対応を行う。
	DV被害者等の安全確保とその他の支援措置④	就学事務・就学援助における支援措置：被害者の子どもの安全確保のため、区立小中学校への入学・転入・在籍状況等の適切な対応を図る。
	母子生活支援施設への入所等支援	DV被害者や離婚・未婚の母子世帯に対し、福祉事務所の支援員・指導員が連携して生活や就業の援助、母子生活支援施設への入所を支援、緊急一時保護を行う。
	各種関係機関・庁内関係各課との連携	「女性に対する暴力」問題対策連絡会議を定期的で開催し、区と関係機関の共有と対応に向けた意見交換を行う。
	心の健康づくり	講演会や保健センターで心の健康相談を実施。うつ病対策などの自殺予防対策も行う。
	男女平等推進センター相談事業	家族、生き方、人間関係、性的少数者について等の悩み全般について相談を実施。また離婚・養育問題等について女性弁護士による「女性のための法律相談」を実施。
	●特定事業主行動計画の推進	区の特定事業主行動計画「ワーク・ライフ・バランス推進プラン」に掲げた取組推進、目標及び指標の達成を図る。
	●ハラスメント防止体制の推進	各課・各事務所にハラスメント相談員・防止担当者を設置、研修等を通じて理解促進を図る。
●男女共同参画の啓発と人材育成の推進①（再掲）	職員研修の実施：男女共同参画や人権問題に関する職員研修を実施する。	
性的少数者に対する理解の促進（再掲）	研修や情報提供を通して、職員の性的少数者に対する認識と理解の促進を図る。	
固定的な性別役割分担意識と男女平等の課題	男性の家事・育児支援講座	男性が育休を取得する意義、夫婦間のコミュニケーション等の知識を学ぶ講座や父と子どもの料理教室等の企画を通じて、男性の家事・育児の参画を促す。
	パパと遊ぼう	子ども・子育てプラザで実施する父親の育児参画の促進を図る企画。
	安心して妊娠・出産できる環境の整備①	ゆりかご面接：妊娠から出産・子育て期まで切れ目のない支援を実施。
	安心して妊娠・出産できる環境の整備②	出産準備教室：妊娠・出産・子育てに関する情報提供や仲間づくりを支援する「母親学級」と両親協力しての育児の動機付けを図る「パパママ学級」。
	安心して妊娠・出産できる環境の整備③	妊産婦健康診査等：妊産婦及び乳児の死亡率低下や障害予防に役立てるための妊産婦健康診査の実施。

産後における母子支援の充実	心身の不調や育児不安がある母子を対象に支援する「産後ケア事業」の実施。
子育てを地域で支え合う仕組みづくりの推進①	ファミリー・サポート・センター事業：子育て支援が必要な人と支援する人による相互援助活動の実施。
子育てを地域で支え合う仕組みづくりの推進②	訪問育児サポーター事業：0歳児の子育てに不安や悩みを持つ家庭の希望に応じて、訪問育児サポーターが訪問し、相談・助言を行う。
子育てを地域で支え合う仕組みづくりの推進③	一時預かり事業：子育て中の保護者のリフレッシュを図る事業。
子育てを地域で支え合う仕組みづくりの推進④	子育て応援券事業：子育て支援のサービスに利用できる「子育て応援券」を区内の子育て世帯と妊産婦に交付。
地域における子育て支援体制の充実①	子どもセンター：地域の子育て情報の提供や、子育て支援サービス・施設の利用に関する相談を実施。
地域における子育て支援体制の充実②	子ども・子育てプラザ：乳幼児親子同士の交流の機会や安全・安心な遊び場が提供できるよう、子ども・子育てプラザを区内に整備する取組を計画的に進める。
保育施設等の整備・充実	希望するすべての子どもが認可保育所に入所できる環境の実現。
多様なニーズに対応した保育サービスの推進①	障害児保育の拡充：障害児保育の需要に応えるため、区立に加え私立保育園含めた医療ケアが必要な児童の受け入れ拡充。
多様なニーズに対応した保育サービスの推進②	病児保育：病気等で保育施設等に登園できない乳幼児を一時的に預かる。
学童クラブの整備・充実	待機児童対策の推進と安全・安心な育成環境の確保に取り組む。
家族介護者支援事業の充実	家族介護者の負担を軽減し、高齢者とその家族が安心して暮らせるよう、介護者ヘルプ事業、徘徊高齢者探索システム事業、介護用品の支給事業等、区独自の多様な支援の実施。
介護における心の相談	臨床心理士が介護者や関係機関の支援者からの相談を受け、共に考え、負担の軽減を図る。
ダブルケア等の支援	親の介護と育児を同時に行うダブルケアや、障害のある子と認知症の親など、複数の生活課題を抱えた世帯の相談に応じ、世帯への一体的な支援を行う。
ワーク・ライフ・バランスセミナー	事業所・事業者のワーク・ライフ・バランスに対する認識を高め、多様で柔軟な働き方を選択できる環境づくりを促す。
事業所への働き方改革に関する情報提供	区内事業者や労働者に対し多様な働き方や長時間労働の見直しなど、働き方改革に関する情報提供、男性従業員の育児・介護休業取得推進につながる国・都の両立支援制度の周知。
子育てを応援する企業・事業者の取組推進	区内事業者の子育て支援に関する取組を推進するため「子育て優良事業者表彰」を実施し、内容などを公表・周知する。
総合評価方式による入札	区が発注する一定規模の建設工事を対象に、区の子育て優良事業者表彰を受けている場合や、次世代育成支援対策推進法に定める認定を受けている場合、入札の総合評価の加点対象とする。
一般事業主行動計画の策定等支援	区内事業者に対して、一般事業主行動計画の策定及び改定を支援する。
女性の再就職支援の推進	(公財)東京しごと財団との共催でセミナーを開催し、女性のニーズに応じた再就職支援を実施。
創業支援	女性・若者等に対し、起業に係る手続きや計画の立て方を学ぶセミナーを実施。
区役所における女性活躍の水品	研修などキャリアアップ支援によって女性管理職割合を増やす。男性職員の育休取得を促進し、女性が働きやすい環境づくりを進める。
事業所における女性活躍の推進	職場における固定的な性別役割分担意識や仕事のやり方を見直し、女性が活躍しやすい職場づくりに向けた意識改革や風土の改善を促進する。
区の審議会等委員における女性の積極的登用の推進	区政における政策・方針の意思決定過程に女性の参画推進を図る。
多様な区民参加手法の推進	区民による意見交換会、ワークショップ、オープンハウス等の手法を活用し、女性を含む多様な区民の区政参加を促進する。
地域防災における男女共同参画の推進	災害時の救援所の在り方や備蓄品の確保に女性の視点を取り入れる取組を進める。
防災会議における男女共同参画の推進	防災に関する政策や方針の意思決定過程に女性視点の反映がなされるよう、防災会議委員における女性の参画を推進する。

	女性のための防犯講座	女性の視点を踏まえた防災対策講座を開催し、災害時に女性の視点で活躍できる人材育成を図る。
	男女平等推進センター啓発講座	男女平等推進センター主催で、ワーク・ライフ・バランスや女性の活躍推進などの多様なテーマで実施。
	男女平等推進センターにおえる情報・資料提供	男女平等推進センターの情報・資料コーナーにおいて、男女共同参画の意識を高めるための書籍の貸し出しや資料提供を行う。
	男女共同参画啓発事業（再掲）	固定的な性別役割分担意識を解消し、人権尊重を基盤とした男女共同参画を推進できるよう意識啓発を行う。情報誌「ゆう Can」発行、男女共同参画週間パネル展、広報紙や区 SNS での発信。
	地域団体への男女共同参画の意識づくり（再掲）	性別等により役割が固定化されることなく地域活動が展開されるよう、講座や情報発信を通して男女共同参画の意識啓発を図る。
	学校における男女平等教区の推進	学習指導要領に基づき、男女平等の観点に立った実践的態度の育成を図る。
	女性のための犯罪被害防止講座	女性をターゲットとした犯罪による被害を防ぐための講座を実施する。
	母子・女性・家庭相談	ひとり親家庭や女性の生活全般、家庭内の問題について支援員・相談員が各制度や施策につなげるほか、関係機関と連携し援助する。
	子どもと家庭の相談	子ども自身の悩みや保護者などからの子育てに関する悩み、面前DV等の児童虐待に関する相談を受け付け、関係機関と連携して適切な支援につなげる。
	特定不妊治療費の女性	高額な治療費の一部を助成する。
	不妊相談	気軽に相談できる体制、知識の普及啓発・不安軽減を図る
	子宮頸がん・乳がん検診	国の指針に基づく検診を隔年で実施する。
	男女平等推進センター相談事業（再掲）	家族、生き方、人間関係、性的少数者について等の悩み全般について相談を実施。また離婚・養育問題等について女性弁護士による「女性のための法律相談」を実施。
	●在宅勤務型テレワークの推進	職員のワーク・ライフ・バランスの推進等を図る。
	●男女共同参画の啓発と人材育成の推進①	職員研修の実施：男女共同参画や人権問題に関する職員研修を実施する。
	●男女共同参画の意識の啓発と人材育成の推進②	男女共同参画 News の発行：メールマガジンを定期的に発行し、職員の意識啓発・男女共同参画の視点に立った施策・事業企画・立案・実施につなげる。
多様性の受容と共生社会	性的少数者に対する理解の促進（再掲）	人権問題の一つである性的少数者に対する差別や偏見が解消され、多様な性について区民の正しい認識と理解が促進されるよう図る。性の多様性をテーマとした区民向け公開講座の実施、区広報やリーフレット等を用いた性の多様性に関する区の取組の周知。
	教職員に対する人権教育研修（再掲）	東京都教育委員会の研修等の受講を通して、人権を尊重する精神の涵養を徹底する。
	性的少数者に対する理解の促進	研修や情報提供を通して、職員の性的少数者に対する認識と理解の促進を図る。
困難を抱える人々へのジェンダー平等の視点	ひとり親の就業支援	生活費や受講費用の負担軽減のための給付金支給により就労自立を支援。
	配偶者暴力防止啓発活動の推進（再掲）	配偶者等からの暴力は重大な人権侵害であることの区民意識を高めるための啓発活動を行う。
	DV専用ダイヤル（再掲）	配偶者やパートナーからの暴力に関する相談に対して、適切な支援につなげる。
	あらゆる暴力・女性問題に対する相談（再掲）	母子保健事業や保健師地区活動における相談支援の中で、暴力・女性問題を早期に発見し相談に応じ、関係機関と連携して対応する。
	母子・女性・家庭相談（再掲）	ひとり親家庭や女性の生活全般、家庭内の問題について支援員・相談員が各制度や施策につなげるほか、関係機関と連携し援助する。
	子どもと家庭の相談（再掲2）	子ども自身の悩みや保護者などからの子育てに関する悩み、面前DV等の児童虐待に関する相談を受け付け、関係機関と連携して適切な支援につなげる。
	配偶者暴力相談支援センターの運営（再掲）	DVを潜在化させることなく、適切な支援につなげ、センターの機能を充実させていく。
	DV被害者等の安全確保とその他の支援措置①（再掲）	住民基本台帳事務における支援措置：DV及びストーーカー行為等の被害者の所在地が加害者に伝わらないよう、申出により住民基本台帳の閲覧等の制限を行う。

D V 被害者等の安全確保 とその他の支援措置② (再掲)	国民健康保険における支援措置：諸事情により居所判明の恐れがある場合、現在住所地などの確認で国民健康保険に加入できる取り扱いをする。
D V 被害者等の安全確保 とその他の支援措置③ (再掲)	保育園入園における支援措置：区に住民登録がなくても居住実態の確認を通じてひとり親に準じたものとして適切な対応を行う。
D V 被害者等の安全確保 とその他の支援措置④ (再掲)	就学事務・就学援助における支援措置：被害者の子どもの安全確保のため、区立小中学校への入学・転入・在籍状況等の適切な対応を図る。
母子生活支援施設への入 所等支援 (再掲)	D V 被害者や離婚・未婚の母子世帯に対し、福祉事務所の支援員・指導員が連携して生活や就業の援助、母子生活支援施設への入所を支援、緊急一時保護を行う。
各種関係機関・庁内関係各 課との連携 (再掲)	「女性に対する暴力」問題対策連絡会議を定期的で開催し、区と関係機関の共有と対応に向けた意見交換を行う。
ひとり親家庭相談	自立支援員等が悩みや困りごとの相談を受けて、自立に向けて関係機関と連携して支援する。
男女平等推進センター相 談事業 (再掲2)	家族、生き方、人間関係、性的少数者について等の悩み全般について相談を実施。また離婚・養育問題等について女性弁護士による「女性のための法律相談」を実施。

※「性の多様性条例」「パートナーシップ制度」に関する資料

- ・「杉並区性の多様性を尊重する地域社会を実現するための取組の推進に関する条例」(第1回審議会配布資料)
- ・「杉並区パートナーシップ制度に関する規則」(第1回審議会配布資料)
- ・杉並区ワークショップ企画

「誰もが大切な人と安心してらせる杉並のまちであるために～パートナーシップ制度について考えよう～」

関連資料

動画 <https://youtu.be/4lbRwi69pj4>

報告書 https://www.city.suginami.tokyo.jp/documents/1240/r60720kikkuofu_1.pdf

資料 https://www.city.suginami.tokyo.jp/documents/1240/r60304p_1.pdf